

保險商品審査事例集

令和4年7月

金融庁監督局保険課

保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）IVにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当局と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当局における考え方を明らかにすることにより、商品審査において効率的に深度ある双方向の議論を行い、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することを期待する。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社においては、創意工夫を凝らした商品開発等を行っていただきたいと考える。

本事例集は、令和3事務年度に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

（1）法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、指針IV-1-11（法人等向け保険商品の設計上の留意点）

《法人向け定期保険等の保険本来の目的を逸脱した募集を防止する態勢整備》

法人が保険契約者となる保険契約を募集する際、財テクなどを主たる目的とした契約や、当初から短期の中途解約を前提とした契約など、保険本来の趣旨を逸脱する募集活動が行われないよう、商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置を講じる旨を事業方法書に規定した。

（コメント）保険会社として、保険本来の趣旨に沿った商品提供や募集活動を行うことは言うまでもないことではあるが、それを基本理念として明記することは適当な対応であると認められる。

また、金融庁としては、今後、主に法人が保険契約者となる保険商品の審査にあたって、国税庁と連携を強化していく方針である。具体的には、商品特性等に応じて、保険会社に対して税務上の問題点等の有無を事前に国税庁へ照会することを慫慂するほか、当庁としても保険会社から同意を得た上で、必要に応じて国税庁に事前照会を実施し、その結果を商品審査の参考情報として活用することを想定している。

その参考情報も踏まえ、例えば、個人年金保険を活用した名義変更プランや、払済や失効等を活用した課税繰り延べなど、保険本来の趣旨を逸脱して販売されうる保険商品と判断される場合は、保険会社に対して当該商品にかかる具体的かつ実効的な募集管理態勢の整備（例：定期的なモニタリングの実施、代理店への指導強化等）について、事業方法書に規定するなどの対応を求めることを想定している。

(2) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）

《団体年金保険の予定利率の引下げ》

団体年金保険の約款に定める契約内容の一部変更条項を適用して予定利率の引下げを行うにあたって、契約者等への影響を鑑み、契約者への通知から引下げの実施までには約款に定める以上の期間を設けるとともに、契約者等に対してそれぞれの状況を踏まえたコンサルティングを実施するなど、予定利率の引下げによって生じる影響を緩和する措置を取った。

(コメント) 団体年金保険においては、その約款の中で契約内容の一部変更に関する規定が置かれており、適用するにあたっての条件も定められている。

契約内容の変更は契約者等に対して大きな影響を与えることから、その適用にあたっては規定している条件と現状とが合致しているかを慎重に検討する必要があるほか、変更後の契約内容が妥当か、契約者等保護の対応が取られているか等も重要である。

契約内容を変更すること自体は約款にも規定があるものであり、状況によってはやむを得ないものではあるが、本件のように契約者等保護の観点から契約者等に対する丁寧な対応や影響を緩和する措置を取ることが望ましい。

《保険証券の電子化》

紙に印刷された保険証券の交付に代え、電子化された保険証券をマイページの中に掲載する「電子証券特約」について、契約者に万一のことがあっても当該契約者の家族が保険契約の存在や内容を知り得る状況を確保するために、多層的な対策を取ることとした。

(コメント) 保険証券を電子化することは、保険証券の紛失防止や顧客利便の向上等の観点で非常に有効な取組みである。一方で、紙の保険証券が残らないため、契約者に万一のことがあった際に契約者本人がマイページにログインできなくなる死亡保険等については、当該契約者の家族に、どのようにして保険契約の存在や内容を知らせるかが課題となる。

このため、特約の付加に際し、契約者に対して電子化された保険証券を利用して家族等に保障内容を伝えるよう周知するほか、あらかじめ契約者が指定した家族等も契約内容を確認できる仕組みを構築する。また、郵送による年次通知（契約内容のお知らせ）を通じても保険契約の存在や内容を知らせるよう周知するなど、紙の保険証券が無くとも、本人に代わり請求手続き等を行うこととなる家族が保険契約の存在や内容を知り得る状況を、複数の多層的な取組みによって確保することは、保険金等の請求漏れの防止等に繋がり、顧客保護の観点から重要である。

(3) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、施行規則第11条第1号（契約者等の需要及び利便）

《保険料払込免除特約における、上皮内新生物の診断確定時の取扱い》

保険料払込免除特約において、上皮内新生物の診断確定時については、保険料の払込免除の対象からは除外するものの、保険料払込免除の代わりとして、2年分の保険料相当額（保険料相当額給付金）を給付することとした。

(コメント) 上皮内新生物は悪性新生物と違い、適切な治療が行われれば再発のリスクはほとんどないと言われている。そのため、当社は、保険料払込免除特約において、これまで上皮内新生物を保険料の払込免除の対象としていたものを対象外とする一方、手術後一定期間は通院・経過観察等が必要と想定され、被保険者に相応の経済的負担が生じると考えられることから、一定期間分の保険料相当額を給付金として支払う仕組みとした。これは、疾病の性質等を踏まえつつ、通院等に伴う被保険者の相応の負担に配慮する工夫を行ったものであり、契約者等の需要及び利便に適合しているものと考えられる。

審査に当たっては、給付金額の計算に使用する「一定期間」について、上皮内新生物に罹患した被保険者に対する入院または通院の状況に照らして、合理的なものであることを確認した。また、保険料払込免除特約であるものの給付金が支払われ得る仕組みとしたことから、特約名称について、保障内容等と一致し、契約者等に誤解されるおそれがないものであることを確認した。

(4) 指針IV-1-4（危険選択）

《非喫煙者料率を適用する際の喫煙検査の省略》

非喫煙者料率を適用する際に必須としてきた喫煙検査（コチニン検査）について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や顧客利便の向上等の観点から、これを省略可能とする一方、告知義務違反の発生を抑制するための工夫を行うこととした。

(コメント) 喫煙習慣それ自体は疾病ではないことから、保険事故が発生した後の保険金等支払査定時において、加入当時の告知義務違反を保険会社側が発見・立証することは非常に困難である。そのため、喫煙習慣の有無に関する告知は他の告知項目以上に告知義務違反の抑制が重要であると考えられ、非喫煙者料率の適用にあたり申込者全員に喫煙検査（コチニン検査）を課すことは合理的かつ有効な方法であると認められる。一方、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大防止や顧客利便の向上等の観点から、保険募集人等との対面を伴う喫煙検査（コチニン検査）を省略したいというニーズや必要性も存在すると考えられる。

このため、喫煙検査（コチニン検査）の省略と告知義務違反の抑制を両立させるための工夫として、非喫煙者料率による申込者の中から一定の割合でランダムに選定

し、選定された者については、従来同様に喫煙検査（コチニン検査）の受検を求めることとし、将来の申込者に対する牽制効果を企図し、募集資料にもこのような取扱いを行うことについて明記することとした。

申込者全員に対する喫煙検査（コチニン検査）を単純に省略するのではなく、喫煙習慣に関する告知義務違反の発生を未然に防止するため、顧客負担とのバランスを取りつつ、牽制効果を維持するための取り組みを行うことが望ましい。

2. 損害保険商品（約款・事業方法書）

（1）規則第11条第1号（契約者の需要と利便）、指針IV-1-4（2）（モラルリスク） 《社会環境の変化（こどもを取り巻く環境変化）に対応した商品の提供》

こども総合保険について、従来の身体障害にかかる補償に加え、心のケア（カウンセリング費用）も補償する特約を新設した。

（コメント）ネット社会・SNSの普及等の時代の変化とともに、こどもを取り巻く被害も多種多様に変化・増加しており、こうした環境変化に対応するため、近年、スクールカウンセラーを配置する学校が増えてきているほか、学校以外の相談機関（「カウンセリングルーム」「クリニック」等）も普及してきている。こどもの心の問題解決に向けた相談・援助に係る費用の補償を提供することは、契約者の需要・利便に資するものと考えられる。

なお、モラルリスクを排除する観点から、補償の対象とする費用は、臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラーにカウンセリングを受けたことにより発生したものに限定している。

（2）規則第11条第1号（契約者の需要と利便）、指針IV-1-4（2）（モラルリスク） 《歯科疾病治療保険における告知方法》

歯科疾病治療保険の新設にあたり、保険加入時の歯の状態の告知について、被保険者が自身の歯の写真を撮影し専用サイトへアップロードすると、当社の提携する歯科医師がこれを基に事前診査を行う仕組みを構築した。

（コメント）歯科疾病治療保険においては、適切な保険引受の観点から、契約締結の前に歯の健康状態についての適切な告知を受け、アフロスの防止を徹底することが重要であり、例えば、被保険者が自ら歯科医師を受診した診断結果の提出を求めることが考えられる。今般の取組みは、IT環境の進展を踏まえた創意工夫により、保険加入時の被保険者の負担を軽減するものであり、保険契約者等の需要・利便に資するものと考えられる。

なお、他人の歯の写真を使用したなりすまし行為といったモラルリスクが生じる

ことも懸念されるため、歯の写真の本人確認や疑義事案に関する慎重な損害査定等のモラルリスク対策が必要になることについても審査の過程で認識を共有した。

(3) 法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性）、規則第11条第1号（契約者の需要と利便）

《自動運転車を用いた移動サービス等向け自動車保険の新設》

レベル4自動運転車（※）による無人運転の移動サービス等を対象とする自動車保険を新設した。

※ 特定の敷地内等の限定領域内においては、運転者の存在を前提にせず、システムが運転操作の全てを代替し、作動継続が困難な場合は安全に停止する機能を備えた自動車

(コメント) 従来、移動サービスに係る自動車保険では、保険の対象となる「自動車を用いて移動サービスを提供する事業者（バス会社、タクシー会社など、以下、サービス提供事業者）」を記名被保険者（主たる使用者）として、「当該事業者が所有・使用する自動車」を対象とする契約を行っている。また、保険料率の面では、サービス提供事業者毎に「保険成績に応じた割増引」を算出・適用している。

一方、本特約を付帯した自動車保険は、「サービス提供事業者に自動運転システムの提供等を行う事業者（以下、システム提供事業者）」を記名被保険者とし（※1）、「当該システム提供事業者が自動運転システムを提供する自動運転車全体」を対象とする契約を行うこととしている。また、保険料率の面でも、システム提供事業者毎に、自動車運転システムを提供する自動運転車全体の保険成績に基づいて算出した割増引を適用することとしている。

※1 サービス提供事業者は被保険者となる

本特約は、①一定の要件（※2）を満たすシステム提供事業者が法人であるサービス提供事業者に自動運転システムを提供する場合であって、②当該システム提供事業者による調査の上で事前に設定されたルートにおいて、原則として自動運転のみで運行が完結し、③当該システム提供事業者が運行状況の常時モニタリング、自動運転システムの定期的なメンテナンスを行っている場合等に限定して販売することとしているため、補償対象となる事故も当該システム提供事業者が提供する自動運転システムに起因するものに限られると想定される。

※2 自動運転システムに関する業務実績や、自動運転データの提出による事故時の責任明確化に向けた円滑な原因究明体制の構築など

このため、こうした条件下で運行される自動運転車の自動車保険においては、システム提供事業者を主に事故時の賠償責任を担う者として記名被保険者とすること、また、当該システム提供事業者が提供する自動運転システムを用いて運行される自

自動車はいずれも同質のリスクを有するとみなし、それらの自動車全体の保険実績に基づいて算出された割増引を適用することは可能と考えられる。

他方、将来的には、一般の個人や事業者にもレベル4自動運転車が普及することが想定されるが、その際に提供される自動車保険については、自動運転車の運行実態や法的整理の状況等を踏まえ、記名被保険者や割増引の設定方法について、改めて整理を行う必要があることを当該損害保険会社と認識共有した。

(4) 規則第11条第1号(契約者の需要と利便)

《費用・利益保険における種目間調整規程》

費用・利益保険の事業方法書において定めた「種目間調整規程(※)」を一部緩和した。

※ 他の保険種目の主契約又は特約で担保する「主な損害」の引き受けを行わない旨を規定。

(コメント) 本改定は、他の保険種目において特約自由方式を用いた費用補償が増加していることをふまえ、種目間調整規程の一部を見直すことで、費用・利益保険による顧客ニーズへの柔軟な対応を可能とすることを目的としている。

他方、種目間調整規程は、既存の保険種目と比べて保険の目的の範囲が広い本保険を新設するにあたり、他の保険種目で担保する主な損害を本商品で引受可能とすることで、自動車保険フリート割増引制度など既存の料率制度等の潜脱に用いられることや、同一の補償が異なる保険種目間で混在することで適切な保険事故の実績集計及び料率算出が困難になることを懸念して設けられたものである。

本改定は、特約自由方式を用いて他種目商品に設けられた費用補償を対象とするため、緩和の範囲を「他の保険種目の特約で担保する主な損害」に限定しているが、その場合であっても、規定の緩和にあたっては、当該規定が設けられた趣旨に照らして、料率制度や料率算出に影響を及ぼすことがないことを確認する必要がある。

3. 損害保険商品(算出方法書)

(1) 法第5条第1項第4号イ(保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性)、 指針IV-1-4(危険選択)

《団体長期障害所得補償保険における逆選択対策》

団体長期障害所得補償保険における最高保険金額による割増について、被保険者ごとに保険金額を任意に設定しない「全員加入型契約」では逆選択の可能性が低いことが想定されるため、割増を廃止した。

(コメント) 本保険は販売実績のない販売当初に、逆選択を防止する対策として、団体における各被保険者の平均保険金月額と最高保険金月額に所定の割合以上の乖離がある場合に割増を行う仕組みを導入したが、被保険者ごとに保険金額を任意に設定しない「全員加入型契約」については、任意に設定する契約に対して逆選択の可能性が低いことが想定されることから、割増を撤廃することは合理的かつ妥当なものであると考えられる。

なお、「債務者団体契約」についても「全員加入型契約」と同様の整理になるものと考えられる。

(2) 法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性）
《テレマティクス自動車保険における料率算出に係る基礎データの取り扱い》

運転性向を保険料率に反映するテレマティクス自動車保険（以下「PHYD型自動車保険」）の開発において、販売対象とする契約者集団の実績データを収集することが困難であるため、他の契約者集団の実績データを用いた。

(コメント) PHYD型自動車保険においては、販売対象とする契約者集団における運転挙動（速度、加速度等）と保険事故の相関に関するデータを基に、個々の契約者の運転挙動に対して適用する保険料率を算出するアルゴリズム（※1）を構築するため、当該契約者集団における十分な量の実績データ（当該PHYD型自動車保険の対象車載器等から実際に取得される運転挙動データ。以下同じ）が必要となる。

他方、商品開発の段階では、当該契約者集団について、十分な量の実績データを確保することが困難な場合も想定され、適時に顧客ニーズに応じた商品開発を行うために、代替データとして既に蓄積されている他の契約者集団の運転挙動と保険事故の相関に関するデータを用いることも考えられる。

ただし、代替データを用いてアルゴリズムを構築するためには、同一の契約者が同様の運転挙動を示した場合に得られる実績データと代替データに大きな差異がないことを前提とした上で、代替データの契約者集団と当該商品の販売対象となる契約者集団の間において、運転挙動と保険事故の相関性についても大きな差異がないか確認（※2）し、必要に応じて適切な補正を行うことが必要である。

※1 個別の運転挙動等から当該契約者の事故の危険性をスコアリングするための算式。テレマティクス自動車保険では、アルゴリズムによりスコアリングされた結果に基づいて保険料率を適用することが一般的。

※2 例えば、車の種類や運転者の属性が類似するかといった点や、代替データを用いて構築したアルゴリズムに実績データを当てはめて想定通りの結果となるかといった点を確認することが考えられる。